

環境保全型農業直接支援の制度が変わります!

平成23年より実施されていたこの国の支援制度が、今年4月から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置付けられ、法律に基づく安定的な制度になります。

主な変更点は以下のとおり

①計画制度

農業者の組織する団体（活動組織）等は、市町村の作成する「促進計画」に基づき事業計画を作成し、市町村に認定申請→認定された事業計画に基づき事業を実施

②交付ルート

今まで国と道・市町村の二本立てルートで農家へ直接交付されていたものが、国→都道府県→市町村→活動組織に一本化されます。

※今後、この制度で支援を受ける場合は、農業者自ら団体を設立し、計画作り・交付金の収入、支出事務を行う必要があります。

融資主体補助型経営体育成支援事業

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

助成対象となる事業内容は、以下のとおりです。

- ①農産物の生産、加工、流通、その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良若しくは取得
- ②農地等の改良、造成又は復旧

補助率：融資残額（事業費の3/10上限）、定額



札幌市農業基盤整備事業

国・道費補助事業の採択要件に満たない事業を対象に、予算の範囲内で以下の事業区分で助成しています。また、農家の後継者のための支援メニューも用意しています。

- 土地基盤整備事業……………農道・用排水施設等の新設・改良，農地造成，災害防止など
- 地区活性化推進事業……………研修会の開催，加工施設の整備，地区活性化計画策定経費など
- 地場生産型施設整備事業……………雨よけハウス及び付帯施設の導入，予冷庫の導入など
- 環境保全型機械施設整備事業……………堆肥切り返し用機械及び散布機械，剪定枝粉碎機の導入など
- 有害鳥獣対策事業……………農作物被害対策用電気柵の導入など
- その他市長が適当と認めた事業

※これら諸事業ごとに採択される対象事業や区域及び補助率に違いがありますので、詳細は下記担当係まで問合せ願います。

問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター農産係
(東区丘珠町569番地10)

Tel.787-2220